昭和五十六年総理府令第三十三号

科学技術研究調查規則

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、科学技術研究調査規則(昭和五十年総理 府令第三十八号)の全部を改正する総理府令を次のように定める。

(趣旨

- 第一条 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である科学技術研究統計を作成するための調査(以下「科学技術研究調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。 (調査の目的)
- **第二条** 科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(調査日)

- 第三条 科学技術研究調査は、毎年六月一日(以下「調査日」という。)現在によって行う。
- 第四条 科学技術研究調査は、次の各号に掲げるもの(以下「調査組織体」という。) について行う。
 - 統計法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業(次のイからヌまでに掲げるものを除く。)を主たる事業とする会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号に規定する会社をいう。以下同じ。)(次号に掲げるものを除く。)イ 大分類Ⅰ一卸売業、小売業(中分類五○一各種商品卸売業、中分類五一一繊維・衣服等卸売業、中分類五二一飲食料品卸売業、中分類五三一建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、中分類五四一機械器具卸売業及び中分類五五一その他の卸売業を除く。)
 - ロ 大分類 J 一金融業、保険業(中分類六三—協同組織金融業及び中分類六四—貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関(小分類番号六四九 その他の非預金信用機関(細分類番号六四九 政府関係金融機関に限る。)に限る。)
 - ハ 大分類 K 一不動産業、物品賃貸業
 - ニ 大分類 L 一学術研究、専門・技術サービス業(中分類七三一広告業に限る。)
 - ホ 大分類M-宿泊業、飲食サービス業
 - へ 大分類N-生活関連サービス業、娯楽業
 - ト 大分類O-教育、学習支援業
 - チ 大分類 P 一医療、福祉
 - リ 大分類 Q 一複合サービス事業
 - ヌ 大分類R-サービス業(他に分類されないもの)(中分類九一-職業紹介・労働者派遣業及び中分類九二-その他の事業サービス業を除く。)
 - 二 次のイからホまでに掲げる法人が出資するそれぞれ当該イからホまでに定める活動又は事業を実施する会社
 - イ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項に規定する研究開発法 人 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項第三号ハの活動
 - ロ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関 法人 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)第三条第一項第一号の事業
 - ハ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第四条第二号ロの事業
 - 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学及び高等専門学校を設置する私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人学校法人における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発活動
 - ホ 学校教育法に基づく大学を設置する構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社 学校設置会社における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う 当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発活動
 - 三 独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)の別表に掲げる法人
 - 四 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人 (独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。)
 - 五 前四号に掲げるものを除き、その主たる目的が科学技術に関する試験研究又は調査研究である法人
 - 六 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十九条及び第五十五条に規定する機関、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の二及び第八条の三に規定する機関並びに普通地方公共団体の施設で科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置されたもの
 - 七 学校教育法第八十五条本文に規定する大学の学部、同条ただし書に規定する大学の学部以外の教育研究上の基本となる組織、同法第 九十六条に規定する研究所その他の研究施設、同法第百条に規定する大学院の研究科、同条ただし書に規定する大学院の研究科以外の 教育研究上の基本となる組織、同法第百八条に規定する短期大学及び同法第十章に規定する高等専門学校並びに国立大学法人法第二条 第三項に規定する大学共同利用機関法人

(調査の種類)

- 第五条 科学技術研究調査は、甲調査、乙調査及び丙調査とする。
- 2 甲調査は、前条第一号及び第二号に掲げる調査組織体のうちから、総務大臣の選定したものについて行う。
- 3 乙調査は、次に掲げる調査組織体について行う。
 - 前条第三号及び第四号に掲げる調査組織体のうち次に掲げるもの
 - イ 科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置された調査組織体
 - ロ イに掲げる調査組織体以外のもののうちから、総務大臣の選定したもの
 - 二 前条第五号及び第六号に掲げる調査組織体
- 4 丙調査は、前条第七号に掲げる調査組織体について行う。

(調查事項等)

第六条 科学技術研究調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査組織体に係る次に掲げる事項のうち、甲調査にあっては第一号イからニまで及びトからリまで、第二号イ並びに第三号から第五号までに掲げる事項を、乙調査にあっては第一号イからニまで、へ、ト及びヌ、第二号、第三号並びに第四号イからニまで及びへに掲げる事項を、丙調査にあっては第一号イからハまで、ホからトまで及びヌ、第三号並びに第四号イからニまで及びへに掲げる事項を調査する。

- 調査組織体に関する事項
- イ 名称
- 口 所在地
- ハ 法人番号
- ニ 事業の種類
- ホ 学校等の種類
- へ 学問別区分
- ト 従業者数
- チ 資本金
- リ 総売上高
- ヌ 支出総額
- 二 研究の実施に関する事項
 - イ 研究の実施の有無
 - ロ 研究の種類
- 三 研究関係従業者に関する事項
 - イ 研究関係従業者数
 - 口 専門別研究者数
 - ハ 採用・転入研究者数
 - 二 転出研究者数
- 四 研究費に関する事項
 - イ 内部で使用した研究費
 - ロ 外部から受け入れた研究費
 - ハ 外部へ支出した研究費
 - 二 性格別研究費
 - ホ 製品・サービス分野別研究費
 - へ 特定目的別研究費
- 五 国際技術交流に関する事項
- 2 総務大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(調査の方法及び期間)

- 第七条 科学技術研究調査は、総務大臣が調査票を調査組織体ごとに送付し、及び回収することにより行う。
- 2 前項の規定による科学技術研究調査は、調査日の属する年の五月十六日から七月十五日までの間において行う。 (報告の義務及び方法)
- 第八条 科学技術研究調査に当たっては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、甲調査、乙調査又は丙調査のそれぞれの調査に係る事項 について、当該調査組織体の代表者(当該調査組織体が法人の場合にあってはこれを代表する者をいい、法人以外の場合にあってはこれ を管理する者をいう。以下同じ。)が報告しなければならない。
- 2 調査組織体の代表者が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該調査組織体の代表者に代わる者は、当該 調査組織体の代表者に代わって当該報告を行うものとする。
- 3 前二項の報告は、調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に提出することにより行うものとする。

(電磁的記録媒体による調査票の送付又は回収の手続等)

- **第九条** 第七条第一項の規定による調査票の送付又は回収の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。
- 2 前項の場合において、第八条第一項及び第二項の規定に基づき報告を行う者は、総務大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体 に、調査事項情報を記録する方法により、報告しなければならない。
- 3 前二項の規定により行われた手続については、調査票により行われたものとみなして、第七条及び第八条の規定を適用する。 (結果の公表等)
- 第十条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(調査票等の保存)

第十一条 総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

附則

この府令は、公布の日から施行し、改正後の科学技術研究調査規則の規定は、昭和五十六年に実施する科学技術研究調査から適用する。

附 則 (昭和五七年四月二二日総理府令第二二号)

この府令は、公布の日から施行し、改正後の科学技術研究調査規則の規定は、同規則第三条の規定に基づき昭和五十七年に行う調査から適用する。

附 則 (昭和五八年四月二二日総理府令第一七号)

この府令は、公布の日から施行し、改正後の科学技術研究調査規則の規定は、同規則第三条の規定に基づき昭和五十八年に行う調査から適用する。

附 則 (昭和五九年六月二九日総理府令第三五号)

この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月二九日総理府令第一〇号)

この府令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年四月一日総理府令第一五号) 抄

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年五月一〇日総理府令第二三号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月二八日総理府令第四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日総理府令第六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年三月二九日総理府令第六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年二月二三日総理府令第七号)

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二四日総理府令第八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三〇日総理府令第一六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三〇日総理府令第三二号)

この府令は、公布の目から施行する。

附 則 (平成一二年三月三〇日総理府令第三三号)

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年八月一四日総理府令第九〇号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、 第八条の改正規定中別表第二栃木県の項、同表群馬県の項及び同表長野県の項を改める部分並びに同表静岡県の項を削る部分並びに第二 十二条の改正規定中「、同法第三章の四に規定する大学入試センター」を削る部分及び別記様式中「,大学入試センター」を削る部分 は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二五日総務省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年九月二五日総務省令第一〇〇号)

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月一八日総務省令第三八号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日総務省令第六七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(平成十六年に実施する調査の特例)

- 第二条 平成十六年に実施する科学技術研究調査においては、第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、独立行政法人大学評価・学位 授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターについては丙調査を行う。
- 2 平成十六年に実施する科学技術研究調査においては、国立大学法人法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び独立行政法人 メディア教育開発センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構並びに独立行政法人国立大学財務・経営センターの各代表者が第八条 第一項に基づき行う申告は、それぞれ旧国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第三章の三に規定する大学共同利用機関、同法 第三章の五に規定する大学評価・学位授与機構及び同法第三章の六に規定する国立学校財務センターに係る事項について行うものとす る。

附 則 (平成一九年三月一日総務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月一九日総務省令第一五〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一〇日総務省令第一四一号) 抄

第一条 この省令は、統計法の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二四年四月二四日総務省令第四五号)

この省令は、公布の目から施行する。

附 則 (平成二六年四月二日総務省令第四三号)

この省令は、公布の目から施行する。

附 則 (令和二年四月二八日総務省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年四月二七日総務省令第三四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経済構造実態調査の対象となるものについて行う調査の特例)

第二条 調査組織体のうち経済構造実態調査(経済構造実態調査規則(平成三十一年総務省・経済産業省令第一号)第一条に規定するものをいう。)の対象となるものについて行う調査は、科学技術研究調査規則(以下「規則」という。)第六条第一項第一号ニ、チ及びリに掲げる調査事項については、総務大臣が、経済構造実態調査規則第十五条の規定により総務省統計局長及び経済産業大臣が保存している調査事項情報が転写されている電磁的記録から同規則第七条第一項第一号へのうち資本金等の額、ホ及びトに掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、規則第六条から第八条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を第八条の規定により報告された調査事項情報とみなして、第九条及び第十条の規定を適用する。